

1. 施設概要

施設名	大阪市立 敷津浦学園
所在地	大阪市住之江区南加賀屋3-10-27
指定期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
実施事業	障がい児入所事業・短期入所事業・日中一時支援事業

2. 全体総括

5年間の指定管理期間を通して

今年度は、令和3年度から始まった5年間の指定管理期間の最終年度でした。

この5年間で、社会福祉、特に障がい児福祉を取り巻く制度や仕組みは大きく変化しました。

「障害児入所施設の在り方に関する検討会」での議論は児童福祉法の改正につながり、施設の役割や今後の方向性も大きく変わりました。そこで検討された課題や内容は、本園でも直面していた課題と重なるものであり、とりわけ最も大きな課題は過齢児問題でした。50名以上の過齢児の地域移行が喫緊の課題となっていました。

「障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設の指定基準を満たす」という、いわゆる「みなし規定」が廃止となる令和6年3月末までに移行を進めなければならないという課題についても、コーディネーターを中心に取り組み、令和5年6月末をもって最後の1名の移行先が決定しました。最終的には55名が地域へ移行しました。

一方で、移行が進むにつれて事業収支が大幅な赤字になるという新たな課題も生じました。その立て直し策として、3度の定員変更や職員配置の見直しを行い、収支改善に取り組んだ結果、3年後には黒字へ転換することができました。

利用者支援においては、地域移行が進んだことで、残った利用者の多くが社会的養護を必要とする児童（以下「社会的養護児童」という。）となりました。これまでの重度利用者への身体介護を中心とした集団支援から、一人ひとりに向き合い、寄り添いながら行う個別支援へと支援の在り方が変化しました。

また、新たに受け入れた未就学児童への障がい児保育を含めた支援や、支援方法・日課の見直しなど、新たな課題も浮き彫りとなりました。さらに、利用者像の変化に伴う対応の難しさから、職員のメンタルヘルスに関する問題も生じました。

このように利用者像が変化していく中で、学園が今後進むべき方向性は、今回の児童福祉法改正で示された内容と同じ方向性にあると考えています。そのため本園では、この5年間、権利擁護、虐待防止、地域移行、そして職員のメンタルヘルス対策を重点項目として継続的に取り組んできました。

今後も、障がい児入所施設に求められる役割の変化を踏まえ、社会的養護を必要とする児童一人ひとりの最善の利益を中心に据えながら、将来、地域社会の中で安心して暮らしていくことができるよう支援に取り組んでまいります。

3. 重点目標に対する結果

(1) 利用者への権利擁護の取り組み

利用者への権利擁護の取り組みとして、権利ノートである「健やかハンドブック」や、アドミッションケアのための学園パンフレット「ようこそ敷津浦学園へ」の活用、元こども相談センター所長であり本法人評議員による権利擁護勉強会を年2回実施するなど、権利擁護の推進に取り組みました。

「ようこそ敷津浦学園へ」は、大阪市内にある4つのこども相談センター（以下「こ相セン」という。）すべてに配布し、ケースワーカーから本園へ一時保護委託となる児童への説明資料として活用していただきました。不安な気持ちを抱えている一時保護児童が、これから先の見通しを持ち、その不安を少しでも和らげることができるよう取り組みました。

勉強会は全職員を対象に実施し、権利ノートである「健やかハンドブック」の活用方法を含めた、より踏み込んだ内容として、「権利ノート・意見箱・苦情窓口などを活用した権利擁護の取り組み」や、「権利擁護を踏まえた個別支援計画の策定について」を、小グループ形式で実施しました。

「権利擁護を踏まえた個別支援計画の策定について」の勉強会では、目先のことでなく、その児童の家族状況や成育歴、入所に至った経緯などをより深く理解したうえで、その利用者にどのような支援が必要かを考えることの重要性を学びました。

「虐待を受けて育った児童は、我々が想像できないようなつらい経験をしているのです。『支援力』という言葉ではなく、どれだけその子どもに真剣に向き合っていくかが大切なのです。」以前、評議員から言われたこの言葉を思い出し、その児童が抱える過去と現在を、我々職員がどのように受け止め、見守り、支援していくかが重要であることを改めて感じました。

権利擁護を浸透させ、組織風土として定着させるためには、継続した取り組みが必要です。今後も、利用者の権利とは何か、それをどのように推進していくべきかを常に意識しながら、取り組んでまいります。

(2) 個別支援と家庭的養護を推進するための取り組み

個別支援と家庭的養護を推進し、児童が「あたりまえの生活」を実感できる環境づくりに努めてきました。これまでのような、日課やルールを優先した管理的な支援ではなく、小規模で丁寧な、個別性を重視した支援を行っています。

「家庭的養護」の視点に基づき、児童一人ひとりの声に耳を傾け、その意思や意見を尊重した支援を実施しました。具体的には、誕生月に仲間や職員との外食、担当職員との衣類購入や誕生日プレゼントの購入などの機会を設けるとともに、単独での外出や個別の余暇活動など、日常生活における経験の充実に努めました。

また、食事時間についても利用者に合わせて幅を持たせるとともに、入浴についても、自分ですべてできる利用者については自己管理で行ってもらうなど、生活面においても柔軟な対応を行い、利用者主体の生活へと見直しを進めています。

さらに、温かい食事の提供や、安心して過ごせる環境整備など、「あたりまえの生活」を感じられる支援を行っています。

今後も、「できない」ではなく、「どうすればできるか」という視点を大切にしながら、個別支援と家庭的養護の充実に継続して取り組んでまいります。

(3) 虐待防止への取り組み

虐待防止の取り組みについては、今年度も重要課題として位置づけ、委員会体制の強化、職員セルフチェックの活用、虐待防止研修の実施を中心に取り組みを行いました。

虐待防止・身体拘束適正化委員会では、苦情解決第三者委員、心理アドバイザー、看護師、保育士、児童発達支援管理責任者等の多職種により構成し、年4回実施しました。外部委員に参加していただくことで、自施設のための視点に偏ることなく、客観的な視点が加わり、委員会機能の強化や形骸化の防止につながりました。

また、事前に職員セルフチェックを実施し、その結果や自由記述による意見を委員会で分析・精査するなど、今後の取り組みに活用しました。さらに、委員会においてセルフチェック内容の見直しも行い、できる限り現状を反映した内容となるよう改善を行いました。

虐待防止研修については、全職員を対象として実施し、eラーニング等も活用しながら継続的に取り組みました。また、強度行動障がい支援者養成研修を受講するなど、虐待につながる支援の実践に努めました。

セルフチェックや研修報告の内容からは、職員より研修の重要性や継続的な取り組みの必要性に関する意見が多く見られ、虐待防止および権利擁護に対する意識の高まりが確認できました。

こうした取り組みの成果は、自主学習を目的として導入しているeラーニング研修の受講状況にも表れており、虐待防止や権利擁護に関する研修の受講数は年々増加しています。

虐待防止については、繰り返し取り組みを行うことで、組織全体での意識共有と意識向上が図られています。今後も、このような取り組みを一つひとつ積み重ねながら継続的に実施し、利用者にとって施設が安心・安全な場所となるよう努めてまいります。

(4) 利用者の地域生活に向けた支援と地域移行の推進

今年度は、年齢超過者と高等部3年生の2名の地域移行を重点的に取り組みました。

年齢超過の利用者については、前年より6か所の施設で体験利用を行いましたが、環境になじまず破壊行動が続いたため、すべての施設から受け入れを断られ、3月末までの年度内移行には至りませんでした。そのため、時間をかけて移行先を探していく方針としました。新たな施設生活に適応できるよう、嘱託医師に依頼して服薬調整を行い、何度も体験利用を重ねた結果、6月に障がい者支援施設への移行が決定しました。改めて、強度行動障がいを有する利用者の地域移行の難しさを実感しました。

高等部3年生の男子利用者については、こ相セン、相談支援員、保護者、本園職員による協議の場を設け、早い段階から保護者とともに施設見学を行うなど、準備を進めました。グループホームや賃貸型居住施設など複数の施設見学に加え、学校での実習結果を踏まえながら、日中活動の場の見学や体験も行いました。

その結果、生活の場はグループホーム、日中活動の場は生活介護に決定し、3月末で退所となりました。

児童施設の利用者は、卒業と同時に退所しなければなりません。しかし、退所後すぐに家庭へ戻るケースはほとんどなく、多くはグループホーム等での地域生活へ移行します。

まだ 18 歳で社会経験も乏しく、親に甘えたい年頃であるにもかかわらず、地域で新たな環境の中で生活を始めることになります。さらに、生活の場だけでなく、日中活動の場も同時に変わることとなるため、利用者の不安は計り知れないものがあると考えられます。

そのため、本園では、利用者が少しでも早く地域生活になじめるよう、在園中からアドミッションケアを行うとともに、退所後もアフターケアを継続し、安心して地域生活を送ることができるよう支援・ケアを行っていきたいと考えています。

最後に、障がい児入所施設においては、入所中に相談支援員を配置できないという制度上の課題があり、退所後を見据えた相談支援の活用が難しい状況にあります。退所直前に相談支援員を探したとしても、十分な関係構築や利用者理解にはつながりません。

本来の相談支援とは、単なる施設紹介ではなく、利用者の特性や性格を十分に把握したうえで、適切な支援につなげていくものであると考えます。そのため、より早い段階から相談支援員と関係構築ができる仕組みづくりが必要であると考えます。地域移行を重点的に進めていくのであれば、制度の見直しも必要であると考えます。

◎高等部 3 年生の移行先

	障がいの程度	生活の場	日中の場（就労先）
男子利用者	B 2	グループホーム	生活介護

（５）職員のメンタルヘルス対策

職員のメンタルヘルス対策として、臨床心理士・公認心理師である本園の心理アドバイザーによる個別面談を継続的に実施し、職員が悩みやストレスを早期に相談できる体制を整備しました。

また、年４回実施している職員セルフチェックについては、記述式意見を取りまとめて分析を行い、その結果をもとに心理アドバイザーから助言を受け、心理面および環境面の両側面から改善に取り組みました。

ハラスメント対策としては、全職員を対象としたハラスメント研修の実施に加え、ストレスマネジメントやセルフケアを目的とした研修も実施しました。また、併せてハラスメント防止指針を整備しました。

これにより、職場内の意識向上と予防体制の強化を図り、安心して働くことができる職場環境づくりを推進しました。

人員体制については、増員による体制強化に努めましたが、人事異動により 1 名減員となり、その後補充ができなかったため、十分な改善には至りませんでした。その対応として、勤務形態や人員配置、業務内容の見直しを行うことで、職員の負担軽減に努めました。

手厚い人員配置は、メンタルヘルス対策だけでなく利用者支援にも大きな影響をもたらすため、今後も継続的な課題として取り組んでまいります。

5. 利用者の状況

(1) 利用の状況

ア. 福祉型障がい児入所事業

今年度の入所は6名で、措置入所が5名、契約入所が1名でした。入所理由は、虐待が2名、他施設からの措置移管が2名、児童自身の行動上の課題改善によるケースが1名と保護者の就労が1名でした。入所の利用者のうち5名は療育手帳 A と障がい重い利用者の入所が多い傾向でした。

退所は3名で、1名は3月の卒業と同時に移行ができず、年齢超過となった強度行動障がい有する利用者でしたが、6月に退所となりました。1名は、高3の男子利用者で、卒業と同時にグループホームに移行することができました。残りの1名は、高2の強度行動障がい有する契約の女子利用者で、園内だけでなく学校でも他害、破壊行動が頻繁にあり対応に苦慮していました。保護者も連絡が取れなくなり、こ相センの判断でネグレクトによる契約解除になり一時保護委託児扱いになりました。主治医から静かで落ち着いた大きな変化ない環境が必要とのアドバイスにより、体験利用を経て3月末に賃貸型居住施設へ移行しました。

今年度の平均稼働人数は24名と前年度と比較して約1名減少しました。本園は、こ相センからの依頼によりほとんどが一時保護委託を通じ、年度途中から段階的に入所者数が増加する特性があります。利用者支援の充実を図るとともに、安定した事業運営との両立を図っていく必要があり、経営面とのバランスを取りながらの運営は大変重要であると考えております。

今後も、利用者が安心・安全に施設生活を送ることができるよう、支援の質の確保を第一に事業運営に取り組んでまいります。

利用状況(延べ利用件数)は下記のとおりです。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
措置	人員	18	18	18	17	17	18	19	19	21	21	22	22	230
	件数	540	540	510	527	525	540	589	568	643	642	616	682	6922
契約	人員	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	66
	件数	176	175	174	178	168	150	144	139	143	139	132	145	1863

イ. 短期入所、日中一時支援事業

短期入所事業については、利用件数が1,450件となり、昨年度と比較して115件減少し、利用率も7.3%減少しました。

昨年度に引き続き、睡眠障がいや強度行動障がい等による他害行為や破壊行為のある利用者の利用が続いています。このような障がい特性のある利用者については、他の利用者と一緒に過ごすことが難しいため、個室を利用していただいています。

また、利用が金曜日から日曜日にかけての週末に集中することもあり、受け入れ回数は月1～2回程度に限られている状況です。近隣で短期入所を実施する事業所は増えていますが、睡眠障がいや強度行動障がいのある利用者を受け入れることができる事業所は少ない状況にあり、相談支援事業所からの見学依頼や面接依頼は増加しています。地域で暮らす障がい者が安心して生活できるよう、さらなる社会資源の充実が望まれます。

日中一時支援事業については、昨年度と同様に、障がい者の保護者の就労支援を目的とした利用が大半を占めており、週末には保護者のレスパイトを目的として利用する障がい者の割合が高い状況が続いています。

今年度の平均稼働人数は、短期入所事業が4.1名、日中一時支援事業が1.0名でした。

今後も、在宅福祉の充実に向けてサービスの向上に努め、多くの方に利用していただけるよう取り組んでまいります。

利用状況(延べ利用件数)は下記のとおりです。

◎短期入所事業

	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
児童	3	60	70	56	72	84	73	65	51	55	64	57	62	769
	2	0	0	4	0	3	0	0	0	0	0	0	2	9
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
延日数		60	70	60	72	87	73	65	51	55	64	57	64	778
実人員		9	11	10	12	13	12	10	10	10	10	8	10	125
障がい者	6	18	18	22	17	22	23	22	27	24	15	22	15	245
	5	19	16	19	19	21	21	10	14	6	8	11	9	173
	4	13	18	16	18	18	14	24	17	12	21	24	27	222
	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	28	2	32
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
延日数		51	53	57	54	61	58	56	58	42	44	85	53	672
実人員		11	11	11	9	12	12	12	10	11	10	13	10	132
総延日数		111	123	117	126	148	131	121	109	97	108	142	117	1450
総実人員		20	22	21	21	25	24	22	20	21	20	21	20	257

◎日中一時支援事業

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
児童	2	1	0	1	0	1	1	2	1	2	1	1	13
実人員	2	1	0	1	0	1	1	1	1	2	1	1	12
障がい者	28	29	32	35	26	29	30	28	21	31	24	28	341
実人員	7	6	7	8	3	6	6	6	5	7	6	6	73
総延日数	30	30	32	36	26	30	31	30	22	33	25	29	354
総実人員	9	7	7	9	3	7	7	7	6	9	7	7	85

◎一時保護委託事業

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人員	2	0	1	2	2	6	3	4	3	3	1	3	30
件数	14	0	10	19	14	55	93	87	37	78	28	41	476

(2)利用児童の状況

ア 年齢別(令和8年3月1日現在)

	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～18歳	計
男	0	2	3	4	5	4	18
女	0	1	1	1	3	3	9
計	0	3	4	5	8	7	27

イ 障がいの程度別(令和8年3月1日現在)

区分	重度(A)	中度(B1)	軽度(B2)	計
男	9	3	6	18
女	1	3	5	9
計	10	6	11	27

ウ 就学状況(令和8年3月1日現在)

	幼稚園			小学部						中学部			高等部			計
	年少	年中	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	
男	0	0	2	0	1	2	2	1	1	3	0	2	2	1	1	18
女	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	1	1	0	3	0	9
計	0	0	3	0	2	2	2	2	1	4	1	3	2	4	1	27

エ 入・退所状況(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

	入所形態	男性	女性	計
入所	措置	5	0	5
	契約	1	0	1
退所	措置	1	0	1
	契約	1	1	2

(3)利用者の支援

ア 本園では、利用者の年齢や学齢に応じた支援を提供できる環境づくりを行っています。今年度は、未就学児2名が年度途中に入所しました。入所と同時に幼稚園へ通園できるよう支援を進めました。同年代の仲間と集団の中で一緒に保育を受けることは、社会性を育み、協調性を身につけ、ルールを学ぶなど、社会で生きていく力の基礎を養う場になるとの考えから、通園を勧めています。そのため、複数の幼稚園へ受け入れを依頼しましたが、障がいのある児童、特に重度の利用者については、「年度途中では職員加配が難しい」といった理由から、受け入れを断られてしまいました。その後も何度か話し合いを重ねた結果、「職員付き添いであれば受け入れ可能」という条件で受け入れていただける園があり、通園することができました。結果として、通園期間は1か月程度ではありましたが、その利用者にとって貴重な経験になったと思います。

小学校入学を控えた時期に、集団生活に慣れることは、次のステップへスムーズに進むためにも大切な経験となります。受け入れ側にもさまざまな事情があることを理解したうえで、本園としてできることを行い、利用者がその時々に応じた適切な環境で支援を受けられるよう工夫していきたいと考えています。

また、今年度は新たな取り組みとして、誕生日外食や、誕生日プレゼントを担当職員と一緒に買いに行く取り組みを始めました。これまでは園内での誕生日祝いでしたが、同じ月に誕生日を迎える利用者と職員と一緒に夕食を囲むことは、家庭では「あたりまえ」のことでも、彼ら彼女らにとっては特別な経験となります。出発するときの利用者の嬉しそうな表情を見ると、職員も自然とうれしい気持ちになります。こうした些細なことかもしれませんが、楽しみを増やしていくことで、施設生活が少しでも充実し、「楽しい」と感じてもらえるよう、今後もさまざまな余暇支援等を提供していきたいと考えています。

イ 管理棟 2 階で実施している小規模グループケアでは、高等部3年生1名が退所し、3名の利用者を対象に実施していましたが、10月より、翌年3月の退所に向けて高等部3年生の男子利用者を新たに対象とし、グループケアを行いました。その児童は寝起きが悪く、朝の準備に時間がかかるため、スムーズに行動できるようになることを重点的な支援目標として取り組みました。自分で起床し、身支度を整え、朝食を食べて登校準備を行うなど、決められた登校時間に間に合うよう、どのように支援すればよいかを担当職員が試行錯誤しながら支援を行いました。約1か月程度かかりましたが、日に日にスムーズに行動できるようになりました。こうした一つひとつの積み重ねや成功体験が本人の自信につながり、行動面にも良い変化として現れてきました。そして、3月末をもって退所し、グループホームへ移行しました。

本園では、小規模グループケアの対象となる利用者は多くいますが、実際には本人が希望しないケースも少なくありません。児童棟での集団生活の方が楽しいと感じている利用者も多く、「管理棟に上がったら、みんなと過ごせなくなって寂しいやん。」という声も聞かれます。

そのような場合には、自立に向けた環境が整っていたとしても、本人の意思決定を尊重し、児童棟での生活の中でどのように自立支援を進めていくかを検討しています。

これからも、本人の意思決定を大切にしながら、自立支援を行っていけるよう努めてまいります。

◎行事・余暇支援の状況

行事・余暇支援の詳細は別紙1のとおりです。

◎園外行事

園外行事の詳細は別紙2のとおりです

(4)利用者への心理的サポート

本園では、虐待等を背景とした社会的養護児童の入所が絶えず、心身ともにケアを必要とする利用者が多く在籍しています。そのため、今年度も引き続き、心理検査と回数限定の心理面談を組み合わせた心理アセスメントを実施しました。今年は男子利用者 1 名、女子利用者3名を対象に、認知面・情緒面について丁寧なアセスメントを行いました。その結果、全体的に発達の遅れやばらつき、またこれまでの逆境体験が現在の本人に影響しているケースが多く認められました。職員からは、「支援に苦労していたが、利用者自身も困っていたことが分かった」といった反応がありました。支援者が利用者を理解することで、より適切な支援に繋がるだけでなく、支援者自身も心に余裕を持って利用者に関わることができるのではないかと感じています。また、アセスメントの結果、トラウマや情緒的課題を抱えた利用者が多数いること

も明らかになりました。これらの課題は非常に複雑であり、単発の心理面談のみで扱うことは難しいため、今後は長期的な心理面談の実施も視野に入れてまいります。

本園では、心理面談や心理検査といった特別な枠組みでの関わりだけでなく、心理職が生活場面に入り込み、自由に関わる時間(遊ぶ、話す、様子を見るなど)も大切にしています。心理臨床の専門性を活かした安定した関わりを提供することが、利用者の心理的安定感に繋がると実感しています。

加えて、心理面談の対象ではない利用者とも幅広く関わることで、何気ないやり取りから利用者の心理状態を見立てることに繋がっています。

また、職員から「本人の発達や認知特性を知りたい」という声があり、心理アセスメントの対象ではなかった男子利用者5名に対して、心理検査を単独で実施しました。職員からは、「得意なことと苦手なことが明確に分かった」「声掛けだけでなく、目で見て分かる情報も取り入れてみようと思う」といった反応があり、より具体的な支援に繋げるためのアシストができました。

このような要望が職員から挙がる機会も増えており、心理職による心理面からのサポートが施設内に浸透してきている結果であると感じています。

一方で、現在、心理職が生活場面に入る際には、生活援助や身辺面のケアが中心となり、利用者との距離が近くなりやすい状況があります。そのため、心理職としての専門性を損なう可能性についても意識しながら、本園に合った取り組み方を模索していきたいと考えています。

今後も、利用者・職員を含めた施設全体が安心して過ごせる場となるよう、引き続き試行錯誤を重ねながら取り組んでまいります

利用者との個別面談実績一覧(心理担当職員の対応件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男子	32	54	45	29	28	43	50	55	45	33	27	52	493
女子	40	48	39	38	58	50	44	38	51	43	30	44	523
計	72	102	84	67	86	93	94	93	96	76	57	96	1016

(5)健康管理

入所施設は家庭と同様の役割を担っているため、利用者が健康的で安心して生活できるよう、日常的な衛生管理および感染症対策に継続して取り組みました。清掃・消毒や居室の換気を徹底するとともに、手洗いや手指消毒の励行、マスクや手袋の着用など、基本的な感染予防対策の徹底を図りました。

また、インフルエンザ予防接種や年1回の健康診断を実施するとともに、発熱等の感染症が疑われる場合には、早期対応として予防的隔離を行い、症状が軽度の段階で受診することで、重症化の防止に努めました。さらに、土日祝日の急な受診にも迅速に対応できるよう、受診可能な医療機関リストを作成するなど、受診体制の整備を行いました。

眼科検診や歯科検診など、学校で実施される各種健診結果に基づき、必要に応じて受診を行っています。また、入所前からかかりつけ医療機関のある利用者については、利用者の状態をよく把握されていることから、継続して通院を行い、保護者への通院報告を実施するな

ど、看護師および担当職員が連携しながら日々の健康状態の把握に努めました。

精神疾患のある利用者については、嘱託医による毎月の往診時に日常の様子を共有しています。日々の状態変化や服薬調整が必要な場合には、往診を待たず速やかに通院するなど、必要に応じた対応を行い、利用者が安定した状態で施設生活を送れるよう支援しました。

ア 嘱託医(精神科)による定期受診

日時	対象利用者数	日時	対象利用者数
4月18日	3名	10月17日	2名
5月16日	3名	11月21日	2名
6月20日	2名	12月19日	2名
7月18日	2名	1月16日	2名
8月15日	2名	2月20日	2名
9月19日	2名	3月19日	2名

イ 利用者健康管理

日時	検診名	対象者	実施場所	人数
5月22日	血液検査	対象利用者	学園	2名
6月24日	蟯虫検査	利用者全員※	学園	23名
12月25日	健康診断	利用者全員※	学園	27名
毎月	体重測定	利用者全員※	学園	-

※一時保護委託児童含む

(6) 感染症の状況

感染症への対応として、感染防止マニュアルに基づき、手指洗淨・消毒、マスクの着用、定期的なアルコール消毒を実施しています。また、日中の居室の換気や共用部分の定期的な清掃・消毒を行い、清潔な環境を保つよう努めています。

入浴については、これまで感染症対策として小浴槽での個別入浴を行っていましたが、大浴槽での入浴へ切り替え、ゆったりと入浴してもらえるよう変更しました。小浴槽での入浴しか経験のなかった利用者にとって、大きな浴槽での入浴はとても新鮮だったようで、利用者からも好評でした。

食堂では、これまでの4人掛けテーブルの配置を見直し、一定の距離を保ちながらも、楽しく食事ができるよう意識した配置で実施しています。利用者たちが仲間と楽しそうに食事をとっている姿は、まるで家族の食事風景のようでした。

感染予防対策に配慮し取り組んでいましたが、12月にはインフルエンザが流行しました。その結果、利用者11名、職員3名が罹患し、収束までに17日間を要しました。いずれも症状は軽く、隔離期間である5日間を経過すると隔離解除となり、通常の生活へ戻ることができました。

発熱時には速やかに個室での隔離を行い、通院対応をするなど、早期発見・早期対応に努めました。その結果、大きな感染拡大を防ぐことができました。

また、その期間はショートステイや日中一時支援事業の受け入れを休止しましたが、事前に

連絡を行っていたこともあり、大きな混乱なく対応することができました。

利用者の年齢層の低下に伴い、本園ではこれまで見られなかったリンゴ病に3名の利用者が感染しましたが、少しずつではありますが、これまでの経験を活かしながら対応できるようになってきています。

本園は入所施設であるため、一度感染症が発生すると拡大しやすい環境にあります。今後も感染症対策に十分留意しながら、感染防止に努めてまいります。

◎感染症罹患数一覧

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
児童	コロナウイルス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0	11	2	3	0	16
職員	コロナウイルス	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	2	0	7
計	コロナウイルス	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	1	14	3	5	0	23

◎その他の感染症の罹患状況(利用者) …リンゴ病3名

(7)給食関係

利用者にとって食事は楽しみの一つであり、毎週金曜日に栄養士が考えた献立を掲示板に貼り出すと、利用者たちは集まってきます。利用者の中には、自分の好きなメニューの日になると、「今日の晩ご飯は僕の好きな〇〇やで。楽しみや」などうれしそうに話しかけてくれる姿も見られます。

施設では、家庭のように好きな時に冷蔵庫を開けて好きなものを食べたり、おやつを食べたりすることはできません。決められた時間に、決められたメニューを提供する形となっています。そのため、利用者たちが食べたいものを少しでも提供できるよう、バスクリン会(自治会)で出た要望をできる限り取り入れられるように、月1回の給食会議で検討し、献立へ反映するよう努めています。

一方で、入所したばかりの利用者の多くには偏食傾向が見られます。特にニンジンやブロッコリーなどを苦手とする利用者が多く、低年齢の利用者にその傾向が強く見られます。

本園ではこれまで、食育の観点からできるだけ残さないよう支援していましたが、最近では「一口だけ食べてみよう!」と声を掛け、食べることができた際には「すごい!頑張ったね!」と褒めるようにしています。

偏食が強い利用者でも、半年ほど経つとほとんどのものを食べられるようになる姿が見られています。そのため、無理に強いるのではなく、その子自身の頑張りを見守り、継続して関わることで、子どもの成長を促していけるよう支援しています。

食育は、利用者の健やかな成長と発達を支える大切な取り組みです。今後も食事を通して、より家庭に近い環境づくりを目指し、「食育」を意識しながら、利用者たちが楽しく食生活を送れるよう取り組んでまいります。

給食会議実施日	職員	給食業者
4月3日、5月8日、6月12日、7月10日、8月13日、 9月11日、10月9日、11月13日、12月12日、1月9日、 2月12日、3月11日	24名	32名

※12月は感染症が流行したため個別で実施

6. 職員の状況

(1) 職員配置の状況

職員配置については、基準配置に加え、各種加算により必要な職員配置を行いました。また、職員体制の強化を目的として、4月に1名の職員を増員配置しました。

しかし、年度途中で法人内異動により支援課長が転勤となったため、その欠員については2名のパート職員を配置し対応しました。

また、職員配置や業務内容の見直しを行い、できる限り利用者に関わる時間を確保できる体制づくりに努めました。

今後も職員体制の充実を図り、怪我や事故の防止に努めるとともに、利用者が安心して施設生活を送ることができるような職員体制および勤務形態の整備に努めてまいります。

職種別人員配置は下記のとおり、また職員組織図については別紙3のとおりです。

職種別人員(令和8年3月31日現在)

	園長	児発管※	児童指導員	職業指導員	保育士	指導員	心理担当	事務員	看護師	介助員	嘱託医	計
男	1	1	4		8	1	1			1	2	19
女			2	1	5	1	2	1	1	1		14
計	1	1	6	1	13	2	3	1	1	2	2	33

※児童発達管理責任者

(2) 職員育成の取り組み状況

ア 研修について

◎個別（外部）研修

個別研修については、外部参加型研修とeラーニング研修に分けて実施しました。

外部参加型研修では、主に Zoom を活用した研修へ参加しました。Zoom 研修では、外部施設の職員と意見交換を行う機会があり、他施設の取り組みや考え方を知ることができました。また、知識の習得だけでなく、施設間のつながりを持つことができ、今後の連携や情報共有にもつながる有意義な機会となりました。

eラーニング研修は、職員のスキルアップを目的として実施しています。全職員が年間最低6本の視聴を基本としていますが、実際にはそれ以上に多くのコンテンツを自主的に視聴している職員も多く、学びへの意欲が見られています。

eラーニング研修では専門的なプログラムが豊富に用意されており、多くのコンテンツの中

から自身で選択し、幅広い専門知識を習得することができます。また、夜勤の時間帯や早出勤務の利用者を送り出した後の時間を活用するなど、それぞれのペースで無理なく取り組むことができました。

利用者の障がい特性は、入所する児童によって変化していきます。それぞれの障がい特性を理解し、適切な支援につなげていくため、今後も継続的に職員のスキルアップに取り組んでまいります。

※個別(外部)研修の受講状況は、別紙4のとおりです。

◎アウトリーチ型研修

今年度は、アウトリーチ型研修を年7回実施しました。事業継続計画(BCP)に関する対応研修や訓練の実施、子どもの感染症への対応、また児童養護施設の施設長を招いての社会的養護児童への対応など、本園の課題解決につながる内容の研修を実施しました。

社会的養護児童への権利擁護研修では、荒廃した施設を立て直していった経過や、利用者への向き合い方などについて学ぶ機会となりました。本園がこれまで取り組んできた支援の方向性について、改めて確認することができる内容でもありました。

その中でも特に印象的だったのが、「環境は無言の支援者である」という講師の言葉でした。利用者は生活環境によって大きく影響を受けます。きれいで落ち着いた環境の中で生活することで、利用者の行動や気持ちも安定していきます。

研修で学んだことを実践につなげることで、利用者の安心・安全につながる支援ができていると感じています。今後も、こうした研修を通して支援力を培い、施設全体のスキルアップにつなげてまいります。

アウトリーチ型研修の実施状況は、下記のとおりです。

日付	内 容	参加者	
		対象者	人数
5/28 7/7.22.24	BCP 感染対策について	全職員	25
9/26	トラウマインフォームドコンセント・ケアから考える子どもの姿	全職員(他施設含む)	17
10/29	小児の感染症について	全職員(他施設含む)	18
12/18 1/21	権利擁護研修～今日からの一歩で子どもたちの未来は必ず変わる～	全職員(他施設含む)	27
3/11	事業継続計画(BCP)研修	全職員	13
3/19	楽しく安全に食べるために(嚥下、咀嚼について)	全職員	15

※当日参加できなかった職員は、後日録画した動画を視聴しています

イ 勉強会・訓練

今年度も、利用者の権利擁護を推進するため、小グループによる勉強会を年2回実施しました。また、誤嚥時に適切な対応ができるよう応急処置に関する動画視聴や、事業継続計画

(BCP)に関する研修および訓練を行うなど、事業運営において必要かつ重要な事項に焦点を当てて実施しました。

権利擁護勉強会では、昨年度作成した本園の権利ノート「健やかハンドブック」の活用方法や、権利擁護の視点を踏まえた個別支援計画の策定方法など、これまでより一歩踏み込んだ内容について学ぶ機会となりました。

また、本園の権利擁護の取り組みについて、講師から評価をいただくことも増えており、これまで職員が積み重ねてきた地道な努力の成果であると受け止めています。

今後も、権利擁護だけでなく、さまざまな課題や問題に対応できるよう、継続的に取り組んでまいります。

◎勉強会の実施状況は下記のとおりです。

日付	内 容	参加者	
		対象者	人数
7/8. 9. 10	BCP（感染症対策）訓練 エピペンを使った緊急時の対応	全職員	22
7/25	小児の口腔ケア ～正しいブラッシング方法～	職員、利用者	24
7/14. 23. 28 8/4. 11、9/3. 15	権利擁護の取り組み	全職員	26
8/30～9/5	BCP（自然災害対策）訓練 災害ダイヤルの使い方について	全職員	28
9/1～30	ハラスメント研修 ～企業に求められるハラスメント対策～	全職員	28
11/1～30	障がい者虐待の理解と防止	全職員	27
11/7. 18. 28	BCP（感染症対策）訓練 感染症発生時の具体的な対応方法	全職員	27
12/26～1/15	応急処理研修「救急救命士に学ぶ！こどもの窒息時の対応」	全職員	27
2/9. 6. 23 3/2. 9. 25	権利擁護勉強会 個別支援計画の策定について	全職員	26

(3) 苦情解決事案の報告について

今年度は、2件の苦情がありました。1 件は、保護者からの職員の電話対応に関する苦情で、もう 1 件は、利用者の学校送迎時に歩道へ車両を駐車したことについて、道路交通法への理解不足を指摘する匿名での苦情でした。

保護者からの苦情については、説明を行い、ご理解をいただいたことで解決となりました。また、匿名による苦情については、今後同様の事案を発生させないことを約束し、収束となりました。

学校への送迎については、スクールバスに乗車できないケースや、通院後の登校、体調不良による迎えなどがあり、ほぼ毎日のように対応しています。その際は、原則として複数職員

で対応していますが、今回の事案については、遠方への通院後に学校へ送迎する必要があり、複数対応が困難であったため、歩道への路上駐車が発生し、苦情につながりました。

今回の苦情を踏まえ、付き添い体制の整備や道路交通法への理解を深めることに加え、学校へ協力体制を依頼するなど、再発防止に向けた対策を講じ、職員間で共有を図りました。

今回のような苦情は、地域の皆様にご迷惑をお掛けするだけでなく、施設の信頼にも影響を与える可能性があることを改めて認識いたしました。

苦情対応は、事案の解決のみで終わるものではなく、その背景を検証し、再発防止や業務改善につなげていくことが重要であると考えております。

(4)利用者からの苦情、意見、要望への対応状況

利用者からの苦情や意見、要望を聞くため、児童棟 1 階ホールおよび玄関に意見箱を設置しています。ホールの意見箱には利用者からの要望の投書があり、「梅のおにぎりが食べたい」といった内容については、給食会議でも共有し、提供できるよう努めました。

また、利用者の自治会である「バスクリン会」を男女別に分かれて月 1 回開催しました。利用者主体で行われる会議では、さまざまな意見や要望が挙げられます。実現が難しい内容もありますが、「できない」で終わるのではなく、「どうすればできるか」を考え、少しでも利用者の要望を実現できるよう取り組みました。

本園の給食は外部委託により提供されており、HACCP に基づく衛生管理の観点から、学校行事の際に手作り弁当を提供することが難しい状況にありました。そのため、これまではコンビニ弁当を持参していましたが、「味気ないコンビニ弁当ではなく、家庭のような手作り弁当を持たせたい」という職員の思いから、今年度より手作り弁当の提供を開始しました。

利用者に「入れてほしいおかず」を聞きながら弁当を作り、帰園後に「おいしかった」という言葉や、空になった弁当箱を見ることで、職員も「作ってよかった。また頑張って作ろう」という思いにつながっています。

一方で、「コンビニに行って自分で好きなものを選びたい」という利用者もいます。自分で決め、自分で選ぶという自己決定も大切にしなければなりません。

「施設の子」としてではなく、家庭に近い環境の中で生活できるよう支援していきたいと考えています。今後も、家庭では当たり前に行われていることを少しでも取り入れられるよう、利用者の声に耳を傾けながら取り組んでまいります。

※仕出し弁当の HACCP の考え方を取り入れた衛生管理手引書

(5)保護者への対応状況

保護者への対応として、日常的に担当職員から怪我や病気に関する報告に加え、本人の様子や学校での出来事、行事などについてもこまめに連絡を行いました。

また、機関紙「すまいる」や、写真を掲載した「すまいるプラス」を通じて、日々の生活や食事、行事の様子を具体的に発信するなど、施設で安心して生活している様子が伝わるよう努めました。

秋のイベントでは保護者を招き、マジックショー等のイベントを通して交流の機会を設けました。保護者からは、「子どもとともに楽しい時間を過ごせた。今後も続けてほしい」との声が寄

せられました。

さらに、保護者モニタリングアンケートを実施し、意見や満足度の把握に努めました。回答率の低さなど課題もありますが、いただいた意見を今後の支援や事業運営に反映していきたいと考えています。

(6) 平等利用の確保

平等な施設利用の確保を目的として、障がいの程度や性別、年齢に関わらず、利用を希望される方の受け入れを行いました。また、一時保護委託児童の受け入れ依頼や緊急の短期入所利用についても、まずは受け入れることを原則とし、可能な限り断らず対応しました。

近年は、睡眠障がい等により個室を必要とするケースが増加しています。個室が増えたことで以前より対応しやすくなった一方で、受け入れ調整が難しい場面もあり、すべてのケースを受け入れられていないことが課題となっています。

今後も、利用者一人ひとりの状況に応じた合理的配慮を行い、より適切な受け入れ体制の構築に努めてまいります。

7. 収支の状況

(1) 収支状況

収入の部では、措置費単価の改定や加算算定基準の見直し、各種処遇改善加算の加算率引き上げなどにより収入が増加しました。その結果、措置費収入をはじめとする児童福祉事業収入や障害福祉サービス事業収入を含む収入合計は、昨年度より10,421千円増の252,339千円となりました。

年度当初に予測していた入所者数には達しなかったため、決算見込みでは赤字も想定していましたが、事務費を含む措置費単価の大幅な改定もあり、結果として収入増加につながりました。

支出の部では、Windows10のサポート終了に伴うWindows11対応パソコンへの買い替えや、大阪市による改修工事に伴い植え替えた園外周樹木への散水設備新設工事、さらに環境整備のための浴室脱衣場のペンキ塗り替えや熱中症対策としての児童棟1階ホールのエアコンの新設等を実施しました。

人件費比率は昨年度の62.1%と前年度とほぼ同水準で推移し、今年度の収支差額は3,611,042円なったため、なお、発生した余剰金については修繕積立金として積み立て、将来必要となる財源に充てました。

令和7年度の収支の状況は別添、資金収支決算書のとおりです。

(2) 施設整備の状況

ア 主な修繕・改修関係

改修内容	金額
園外周植栽水栓配管工事	665,500 円
児童棟1階階段前扉取付工事	506,000 円
プレイルーム前下駄箱及び簀子取付工事	440,000 円

サービス棟浴室脱衣場ペンキ塗装工事	313,500 円
児童棟 1・2 階居室土間改修工事	275,000 円

イ 固定資産(10 万円以上)

物品名	金額
パソコン 17 台	4,126,375 円
支援業務ソフト用バックアップサーバー	1,713,525 円
事務用電話機一式	1,117,347 円
児童棟 1 階ホールエアコン取付	271,480 円
サービス棟 2 階職員室エアコン取付	531,300 円

8. その他の状況

(1) 個人情報保護の取り組み

本園のような社会福祉施設では、入所時の児童記録をはじめ、支援計画書、ケース記録、医療情報、学校関係資料、家庭状況に関する情報など、多岐にわたる個人情報を取り扱っています。利用者本人のみならず家族に関する重要な情報も含まれるため、個人情報保護規程に基づき、適切な管理体制のもと慎重な取扱いを行っています。

職員については入職時に説明を行い、実習生に対しても事前オリエンテーションおよび実習開始時に個人情報の取扱いに関する周知を行い、同意書を取得しています。また、新規利用者の保護者やご家族へは、個人情報の利用目的や取扱いについて契約時に説明を行い、個人情報を取得する家族全員から同意書を取得しています。

さらに、個人情報が記載されたメールや FAX を送信する場合には、必要に応じてマスキング処理を行うとともに、マスキングが困難なケースには複数職員による確認対応やパスワード設定による暗号化等を行うなど、情報漏洩防止に努めました。また、情報漏洩対策としてこれまでのセキュリティソフト対策に加え、UTM(統合脅威管理システム)を導入し、不正アクセスやウイルス感染防止など情報セキュリティ体制の強化を図りました。

今後も引き続き、個人情報の適切な取扱いに十分留意しながら運営を継続してまいります。

(2) 法定点検・保守点検実施結果

点検項目	点検業者	点検日
消防用設備保守点検	タイホ防災(株)	6 月 13 日、12 月 11 日
非常用通報装置保守点検	テルウェル西日本(株)	5 月 20 日、8 月 18 日、11 月 26 日、2 月 17 日
自家用電気工作物点検	関西電気保安協会	4 月 1 日、6 月 3 日、8 月 14 日、10 月 3 日、12 月 9 日、2 月 18 日
建築物定期点検	コスモ建物(株)	6 月 6 日
空調設備点検	西中島空調	4 月 13 日、10 月 3 日
自動ドア保守点検	(株)北陽オートドア	5 月 13 日、8 月 29 日、11 月 13 日、2 月 3 日
害虫駆除	(株)ダイキチ	4 月 26 日、5 月 26 日、6 月 23 日、7 月 28 日、8 月 25 日、9 月 20 日、10 月 27 日、11 月 25 日、12

		月 18 日、1 月 26 日、2 月 21 日、3 月 23 日
ネズミ駆除		6 月 6 日、10 月 3 日、2 月 6 日
レジオネラ菌検査	コスモ建物管理(株)	3 月 5 日

(3) 業者委託

委託名	委託業者	期間	費用(税抜き)
給食業務	(株)ニチダン	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	食材料費 850 円(1 日当り) 管理費 1,520,000 円(月額)

(4) 自主点検(指定管理者実施分)

点検項目	点検日
建築物自主点検	8 月 28 日、3 月 27 日
設備総合自主点検	8 月 28 日、3 月 27 日
AED 管理点検	毎日
レジオネラ日常点検	毎日

(5) 経費節減対策

経費削減については、ネットショッピングやリサイクルショップを活用し、物品購入費の節減に努めました。また、不良となった照明器具については、順次LED照明へ交換を行い、省エネルギー化を進めています。LED への移行状況ですが、まだ3分の1程度蛍光灯が残っており来年度以降順次交換するよう計画を立てています。

消耗品についても、裏紙の活用、両面コピーの徹底、封筒の再利用などによる用紙使用量の削減を行いました。節電についてもセンサーライトの活用や、パソコン・照明器具・冷暖房機器等のこまめな電源管理を徹底し、さらに、エアコンフィルターの定期清掃を実施し、空調効率の維持による省エネルギー化にも取り組みました。

また、電気設備や機械設備については、法定点検・自主点検を定期的の実施し、安全面への対応だけでなく、不具合の早期発見・早期修繕を行うことで、備品等の長寿命化を図り、経費削減にもつなげています。

今後も、利用者の生活環境やサービスの質を低下させることのないよう留意し、コスト面だけを優先することなく適切な経費管理に努めながら、継続的な節減対策を進めてまいります。

(6) 危機管理

ア 事故防止等安全対策

今年度の事故案件は計6件ありました。そのうち、与薬漏れ等の薬に関する事故が3件あり、以前から改善策を講じているものの、依然として減少には至っていないのが現状です。

薬に関する事故防止のため、昨年度は与薬カードを導入し、薬の整理をしやすくすることで事故の未然防止を図るとともに、こうした取り組みを通じて職員の服薬管理に対する意識向上を期待していました。しかしながら、十分な改善には至っておらず、引き続き課題として取り組む必要があると考えます。

また、医療型障がい児入所施設から入所した利用者のおやつ時における誤嚥事故が 1 件発生しました。食事の際の注意点や食材の大きさ等については前施設から引継ぎを受け、慎

重に対応していましたが、おやつ提供時に事故が発生しました。本来、マニュアルに沿った対応が徹底されていれば防ぐことのできた事故であり、改めてマニュアルに沿った支援方法の重要性を認識しました。幸いにも重大な状態には至りませんでしたが、事故発生後は速やかに再発防止策を講じました。誤嚥事故は生命に関わる危険性が高いため、事故を未然に防ぐ取り組みはもちろん、発生時の応急処置方法についても研修を受講するなど再発防止に努めました。

さらに、医療型障がい児入所施設の言語聴覚士を講師として招き、研修会を実施しました。研修では、嚥下に関する基礎知識や支援時の注意点、実際の食事場面を確認しながらの助言を受け、誤嚥リスクのある利用者への支援方法や安全管理について理解を深めました。

緊急時対応としては、AED 講習会や救命対応研修を実施し、緊急時に迅速かつ適切な対応ができるよう、職員の知識・技術の向上に努めました。

熱中症対策については、定期的な水分補給を行うとともに、屋外活動時には職員が見守りを行いながら利用者の体調確認を徹底し、安全に活動できるよう配慮しました。

今後も、利用者一人ひとりの特性に応じた支援を行いながら、安全で安心できる生活環境づくりと事故防止に努めてまいります。

イ 災害等緊急時の対応

災害等緊急時の対策としてBCP(事業継続計画)に基づく研修および訓練や災害発生時に利用者が安全に避難できるよう、法令に基づき毎月、避難・消火・通報訓練を行いました。ほかにも、地震や大和川の浸水を想定した避難訓練を実施し、避難先において保護者等との連絡が円滑に行えるよう、災害用伝言ダイヤル等の活用訓練も行いました。

さらに、町会と連携し、避難場所となっている住之江中学校まで徒歩で避難する訓練や、実際の避難場所の見学、火災訓練など、利用者も参加した総合防災訓練に参加しました。

近隣住民と協同して訓練に参加することで、利用者の顔や特性を地域の方々に知っていただき、入所している児童への理解を深めていただく良い機会となりました。

今後も、起こりうるさまざまな災害を想定し、多様な場面に対応できるよう訓練を継続して実施し、災害時への備えに努めてまいります。

火災等の避難訓練の状況は下記のとおりです。

実施日	参加人数		訓練内容				
	職員	利用者	火災			地震	津波 河川 氾濫
			消火	避難 誘導	通報	避難 誘導	垂直 避難
4/30	4	3	○	○	○		
5/25	6	29	○	○	○		
6/28	6	28	○	○	○		
7/25	7	25	○	○	○		
8/30	6	27	○	○	○		

9/27	6	32	○	○	○		
10/26	7	28	○	○	○		
11/28	6	4	○	○	○		
11/30	8	19	○	○	○	○	○
12/29	6	31	○	○	○		
1/31	5	24	○	○	○		
2/26	5	5	○	○	○		
3/26	7	27	○	○	○		

(7) 実習受け入れ及びボランティアの受け入れ状況

今年度、実習生の受入は12校40人、延べ200日間でした。実習の種別は、保育(施設)実習が多くを占めていますが、ほかにも心理実践実習や音楽療法実習も受け入れています。実習生の受け入れについては、地域福祉の向上に向けた社会貢献や、地域におけるボランティア・福祉に携わる学生(実習生)の養成、さらには将来の福祉人材育成の観点から、積極的に受け入れを行っています。

一方で、この1年で、これまで本園が受け入れていた学校のうち、2校が短大コースから4年制へ移行、また2年制から3年制への変更、さらには閉校などの影響により、実習生数は減少傾向にあります。また、今年度も「生徒が集まらない」という理由でキャンセルとなったケースがありました。

福祉人材の減少は、社会福祉事業所にとって大きなダメージとなります。実習生のうち、最終的に施設を就職先として選ぶ学生は約1割程度と言われています。そのため、「この施設で働きたい」と思ってもらえるような魅力ある施設づくりを行い、人材確保につなげていきたいと考えています。

ボランティアについては、昨年度に引き続き、各行事に多くの方々に参加・協力いただきました。また、今年度は大阪市を通じてペンキ塗装のボランティアを受け入れ、日中支援室や心理面談室など、利用者が使用する居室環境を整備していただきました。施設内が明るく清潔になることで、利用者がより安心して快適に過ごせる環境づくりにつながりました。

ボランティアの協力は、行事等における直接的な支援だけでなく、生活環境の整備といった間接的な支援の面でも施設運営を支えていただいています。今後も、本園に協力していただいている様々な方々とのつながりを大切にしながら、利用者にとってより良い生活環境づくりに努めてまいります。

実習生の受け入れ実績は以下のとおり。

◎保育(施設)実習

大学名	学科	人数	日数
大阪保育こども教育専門学校	保育学科	1名	10日
大阪保健福祉専門学校	保険保育科	4名	40日
相愛大学	子ども発達学科	3名	30日
梅花女子大学	こども教育学科	1名	10日
大阪常磐会大学	国際こども教育部	2名	20日

堺女子短期大学	保育教育コース	2名	20日
大阪樟蔭女子大学	児童教育学科	1名	10日
キリスト教短期大学	幼児教育学科	2名	20日
関西女子短期大学	保育学科	1名	10日

◎その他実習

学校名	実習内容	人数	日数
帝塚山学院大学大学院	人間科学研究科	1名	15日
〃	〃	20名	1日
相愛大学	音楽療法科	2名	14日

◎ボランティアの受け入れ実績は以下のとおりです。

団体名等	内容	人数・件数
個人(利用者支援)	キャンプ付添	1名
団体ボランティア	秋のイベント	6名
団体ボランティア	縫物	15名
団体ボランティア	ペンキ塗装	31名

(8)関係機関との交流・連携状況

本園では、利用者支援の充実及び地域福祉の推進を目的として、関係機関や地域団体との交流・連携を継続的に行っています。

大阪市障害児・者施設連絡協議会には幹事として参加し、障がい種別や、通所・入所、児童・成人といった枠組みを超えて連携を図ってきました。情報交換や交流を通して、制度課題や支援に関する共通理解を深めるとともに、施設間連携の強化に努めました。特に同じ障がい児入所施設同士ではそれぞれが抱えている問題についても情報共有ができ利用者支援の参考にもなる良い機会になっています。

さらに、住之江区連絡協議会へ参加し、住之江区内の保育所、障がい児・者施設、幼稚園等の関係機関と連携を図りました。住之江区特有の課題について情報共有や意見交換を行うなど、地域福祉の推進に努めました。

地域との交流活動としては、敷津浦地域活動協議会主催の「しきつうらまつり」に参加しました。事前の会議や前日の設営準備にも参加し、地域住民と協力しながら運営に携わるとともに、当日は地域の方々との交流を通して、利用者が地域とつながる機会づくりに努めました。継続して参加しているため「学園さんも参加しているんや」と地域の方に声をかけていただく機会も増えました。

また、大阪帝塚山ロータリークラブとの交流も継続して行い、花見への招待やスポーツ交流会、七五三のお祝いへの招待などの交流活動を通じて、利用者の社会参加や余暇活動の充実を図りました。

このような関係機関及び地域団体との継続的な交流・連携は、利用者の社会経験の拡大だけでなく、地域における障がい理解の促進や地域共生社会の実現にもつながっています。

今後もこのような地域交流・連携を各関係機関の協力のもと続けていきたいと思っています。

(9) 地域貢献の取り組み

在宅サービスをご利用のご家族を中心に、「一般相談事業」として、将来に向けた社会資源の情報提供を行いました。また、強度行動障がいをもつ利用者のご家族に対し、施設の紹介や見学調整を行いました。

強度行動障がいをもつ利用者の受け入れ先は少なく、これまで何件も入所を断られたことで、施設を探すこと自体を諦めておられました。そのため、ご家族からは、複数の短期入所事業所を利用しながら何とか家庭生活を継続しているとの相談を受け、施設を紹介しました。本園のコーディネーターがこれまで築き上げてきたネットワークが、このような地域貢献へとつながっています。

一方で、今年度も保護者の緊急入院により、急遽、短期入所での長期利用となったケースが3件ありました。そのうち2件は、本法人の生活介護事業所をご利用されているご家族でした。以前より、急な利用は利用者本人の負担になることから、保護者のレスパイトや、利用者の今後の地域移行を見据えた定期的な利用を促してもらうよう事業所へ働きかけていました。しかし、今回のように何らかの問題が起こらない限り、実際の行動につながりにくい状況がありました。

急な受け入れは、利用者本人だけでなく、支援者側への影響も少なくありません。面接等である程度の状況は把握できていても、実際に利用が始まると異なる一面が見られることもあり、施設生活に慣れるまでには、早くても2週間程度を要します。

このように、利用者やご家族が困ることのないよう、また将来の地域移行に備えるためにも、施設利用が円滑に進むよう、今後も事業所を通じた利用促進に努めてまいります。